

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (ア) 次のとおりは、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第百二十六号
 輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表)の一部を次のように改正する。
 平成十九年五月一日

経済産業大臣臨時代理
 国務大臣 長勢 甚遠

三の9の(4)の口中、「ブルンジ」の下に、「カンボジア」を加える。
 三の9の(4)の八中、「バルバドス」の下に、「ペラルーシ」を、「ブルンジ」の下に、「カンボジア」を加える。
 三の9の(4)の二中、「バルバドス」の下に、「ペラルーシ」を、「ブルンジ」の下に、「カンボジア」を、「エストニア」の下に、「フィジー」を加える。

○経済産業省告示第百二十八号
 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)第三十六条の規定により、適合性検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第四十四条第四号の規定に基づき公示する。
 平成十九年五月一日

(一) 国内登録検査機関の名称
 (二) 登録の区分

- 株式会社ユーエル エーベックス
 一 小型単相変圧器及び放電灯用安定器(電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和三十七年通商産業省令第八十五号)以下「基準省令」といふ。)第一項に係るものに限る。
 二 小型単相変圧器及び放電灯用安定器(基準省令第二項に係るものに限る。)
 三 交流用電気機械器具(電気用品安全法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第八十四号)以下「規則」といふ。)(第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。)
 四 交流用電気機械器具(規則第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。)
 平成十九年四月三十日

(三) 廃止年月日

○経済産業省告示第百二十九号
 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき公示する。
 平成十九年五月一日

経済産業大臣臨時代理
 国務大臣 長勢 甚遠

附 則

この告示は、平成十九年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 一 三の9の(4)の二の改正規定中「フィジー」に係る部分 平成十九年五月二十日
 二 三の9の(4)の八及び二の改正規定中「ペラルーシ」に係る部分 平成十九年六月十一日

○経済産業省告示第百三十七号
 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第七十二条の規定に基づく登録安全管理審査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第一百二十二条の二第三号の規定に基づき、公示する。
 平成十九年五月一日

経済産業大臣臨時代理
 国務大臣 長勢 甚遠

| 名称 | 変更前 | 変更後 |
|----------------------|-------------------|--------------------|
| 株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント | 東京都千代田区内幸町一丁目一番七号 | 東京都新宿区西新宿一丁目二十四番一号 |

登 録 の 区 分

- 一 小形単相変圧器及び放電灯用安定器(電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和三十七年通商産業省令第八十五号)以下「基準省令」といふ。)第一項に係るものに限る。
 二 小形単相変圧器及び放電灯用安定器(基準省令第二項に係るものに限る。)
 三 交流用電気機械器具(電気用品安全法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第八十四号)以下「規則」といふ。)(第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。)
 四 交流用電気機械器具(規則第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。)

(参考)

株式会社 U L Japan の事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。
 株式会社 U L Japan 本社(三重県伊勢市朝熊町4303番3260)
 株式会社 U L Japan 横輪 EMC 試験所(三重県伊勢市横輪町1000)

○特許庁告示第四号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号(特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件)の一部を次のように改正し、平成十九年六月一日から施行する。
 平成十九年五月一日

特許庁長官 中嶋 誠

第二号中、「二十三万八千円」を「二十五万五千三百円」に改める。
 ○国土交通省告示第五百二十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)以下「法」といふ。)(第二十条の規定に基づき)事業の認定をしたので、次のとおり公示する。
 平成十九年五月一日

国土交通大臣臨時代理
 国務大臣 若林 正俊

- 第1 起業者の名称 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 第2 事業の種類 九州新幹線博多・新八代間線路建設工事及びこれに伴う附属工事並びに市道、町道、水路、農業用道路及び農業用水路行替工事

国内登録検査機関

株式会社 U L Japan
 三重県伊勢市朝熊町4303番3260

1 収用の部分 福岡県筑紫郡那珂川町大字松木字ツカガ尻及び字平石並びに大字上履原字内河、字中ノ瀬及び字荒谷地内 佐賀県鳥栖市山浦町字二本谷、幸津町字西中野及び藤徳町字中野地内 福岡県久留米市洗町字二丁目、京町字五丁目、字四丁目及び字三丁目、縄手町字三角及び字垣添、白山町字中牟田、字横枝二及び字横枝一、柱島町字西弓町及び字新町、津福本町字平島、字村中、字田中、字妙屋、字中古賀、字良本、字松山、字松崎及び字武社田、津福今町字足形、字北才五郎、字西原、字高底及び字下牟田、荒木町白口字頭洲、字牟田田、字東屋敷及び字源右工門城戸並びに三浦町西牟田字平野、字鳥越、字十八及び字銭亀地内 福岡県筑後市大字山ノ井字浦田、字前田及び字識訪ノ前、大字和泉字花田、字野口山及び字田代、大字野町字向トノエ、字北山、字下ノ出口、字野口及び字坂田町、大字上北鳥字井原口、字野口、字野町下、字赤土、字川原田、字大堤、字外輪崎及び字池田、大字常用字北山、字福市、字中野山、字野中及び字前野並びに大字津島字福市、字野内、字血ヶ町、字西美田及び字餅町地内 福岡県大牟田市大字岩本字屋山、字宮ノ前、字中牟田、字高田、字道添及び字下川原並びに大字宮部字小池及び字久保山地内